

開発行為等に伴う水道施設工事施行基準

- 1 この訓令は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）に基づく開発行為及びこれに準じる行為（以下「開発行為等」という。）に伴う水道施設の工事施行について必要な事項を定め、もって水道施設の適正な施行を確保することを目的とする。
- 2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「水道施設」とは、当該開発行為等により新設する水道施設であって、工事完了後において、公共施設として市に帰属する施設をいう。
 - (2) 「給水装置」とは、当該開発行為等完了後に市に帰属する水道施設から分岐して設けられた給水管及びこれに附属する制水弁類並びに消火栓等の防火用のための装置をいう。
- 3 開発行為等を行う者（以下「施行者」という。）は、開発行為等の申請前に水道施設等の計画について、市長と事前に協議しなければならない。
- 4 市長は、前項の協議において、その計画が次の各号の一に該当する場合は、その一部若しくは全部を変更させることができる。
 - (1) 当該開発行為等の区域に給水することにより、現に給水を行っている他の区域の水圧が低下し、付近の給水に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (2) 新たに設置する水道施設の構造、材質及び性能並びに工事施工方法が市の定める基準に適合していないとき。
 - (3) 公共施設として市に帰属する配水管の口径が50mm未満であるとき。
- 5 市長は、第3項の協議において、水道施設等が次の各号に該当するように指導しなければならない。
 - (1) 水道施設は、原則として公道（既存）及び開発行為等の完了後において市に帰属される道路に設置すること。
 - (2) 給水装置である消火栓及び防火施設のための給水管等については、消防長（消防本部）と協議し、その指示に従い計画するものとする。
 - (3) 公共施設として市に帰属する配水管の口径は、施行区域全体の計画使用水量等を算定したうえで、市と十分協議して決定するものとする。
- 6 当該水道施設の設置を行う施行者は、登別市水道事業条例に基づく給水装置工事申込書に法第29条の許可書等の写しを添付して工事申込みをしなければならない。

- 7 当該水道施設等の工事は、登別市水道事業条例第10条の2第2項に規定する給水装置の新設工事として取り扱う。
- 8 前項の工事にかかる費用(工事費及び施設管理負担金)は、施行者の負担とする。ただし、市長が市の費用で施行することが適当と認めたものについては、この限りでない。
- 9 新設する水道施設等の計画(設計)及び施工にかかる基準については、「登別市給水装置工事標準計画・施工指針」及び「水道施設設計指針・解説」(厚生省監修・日本水道協会)による。
- 10 当該開発行為等により造成された宅地等へ給水を開始するための給水装置工事の申込みは、当該水道施設等の工事完了検査終了後でなければならない。
- 11 施行者は、工事完了検査終了後速やかに、市(水道事業管理者)に帰属する水道施設の数量を記載した書類等を提出しなければならない。

附 則 (平成11年水道部訓令第1号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。